

業務名	調整池除草清掃等委託業務
業務場所	豊橋市若松町地内 若松調整池ほか
業務期間	契約日から令和9年1月29日まで

仕 様 書

調整池除草清掃等委託業務仕様書

(1) 業務内容

①機械除草

- ・ 除木・草花・施設等を損傷しないよう注意し、刈りむら・刈り残しのないように均一に除草すること
- ・ 刈り取った草はすみやかに運搬処理を行うこと。
- ・ 草については資源化センターにて適正に処理すること。

②散在塵芥収集

- ・ 落葉・紙屑・空缶・その他不要物を除去・清掃し、すみやかに運搬処分すること。

③安全管理

- ・ 受託者は、現場着手前までに、除草作業にかかわる者に対し、作業マニュアル（例：近畿地方整備局 肩掛け式草刈機の安全対策マニュアル（案））による安全教育を実施すること。
- ・ 刈払機を使用する者は、現場着手前までに、平成12年2月16日付け基発第66号「刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育について」に基づく、安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育」を受講すること。また、発注者から指示を受けた場合は、修了証を提示すること。
- ・ 前項の講習が受講できない場合は、発注者が同等と認める安全教育（安全衛生団体等が実施する「刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育」を受講したものが、刈払機を使用する者に対して同等の安全教育を行うことをいう。）を実施し、報告すること。
- ・ 除草作業を行う場合、現場を管理する作業責任者を常駐させること。また、作業責任者との連絡方法を発注者に報告すること。
- ・ 作業員名簿についてはあらかじめ現場着手前までに作成し、監督員から指示を受けた場合、速やかに提出すること。
- ・ 除草作業の際には、周辺の施設、車両、通行者及び住民に対して十分に気を配り、飛び石防止等の安全対策を講じること。
- ・ 作業中に事故が発生した場合は速やかに河川課に連絡すること。
- ・ 建設工事保険等の加入について
 - * 保険期間は着手日から完了検査の合格の日までとする。
 - * 保険の種類は請負業者賠償責任保険（賠償責任の特約があるものを含む）とし、保険金受取人は受託者とする。
 - * 保険契約後は証券の写しを提出すること

④その他

- ・ 業務内容に疑義の生じた場合は監督員に連絡し、指示に従うこと。
- ・ 各工種の期間については監督員の指示に従うこと。
- ・ ごみ投入料金については実績に応じて精算する。
- ・ 以上仕様書以外のものについては、豊橋市契約規則によるほか両者協議のうえ定めるものとする。

(2) 提出書類

- ①着手届
- ②現場責任者届
- ③業務完了報告書及び写真
- ④豊橋市資源化センター計量伝票の写し
- ⑤完了届
- ⑥その他発注者の指示するもの

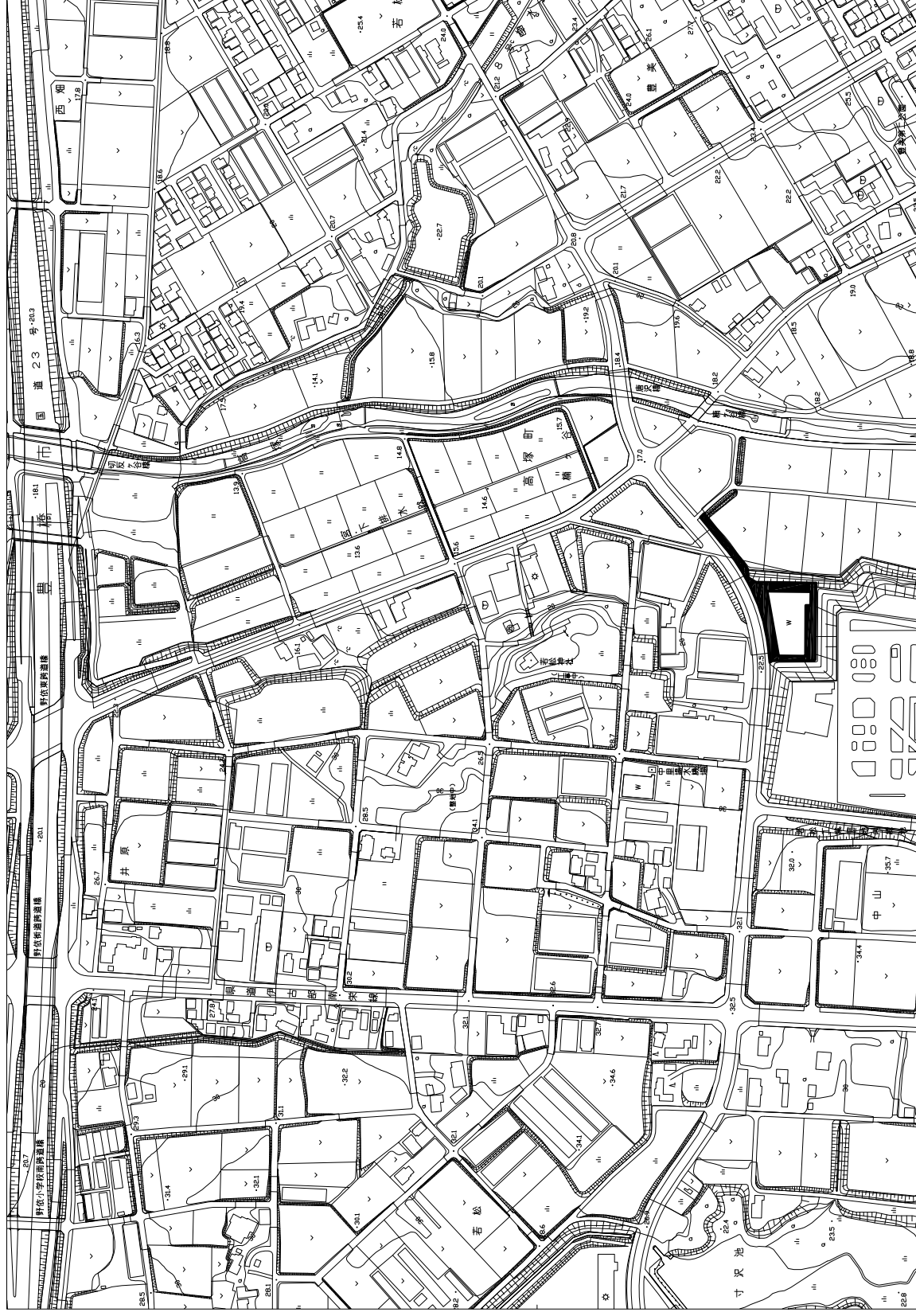
調整池除草清掃等委託業務対象個所一覧

調 整 池 名	調 整 池 所 在 地
若 松 調 整 池	豊橋市若松町字中山 8 6 5
大 岩 町 調 整 池	豊橋市大岩町字北山 6 － 5 0 3

調整池除草清掃等委託業務 数量表

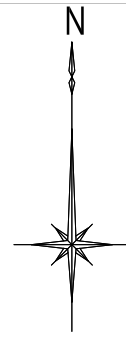
	調整池名	除草回数	除草面積 (㎡)
1	若松調整池	1 回	1,730 ツル除去
2	大岩町調整池 (道路脇の除草も含む)	1 回	780
		合計	2,510

位置図（若松調整池）

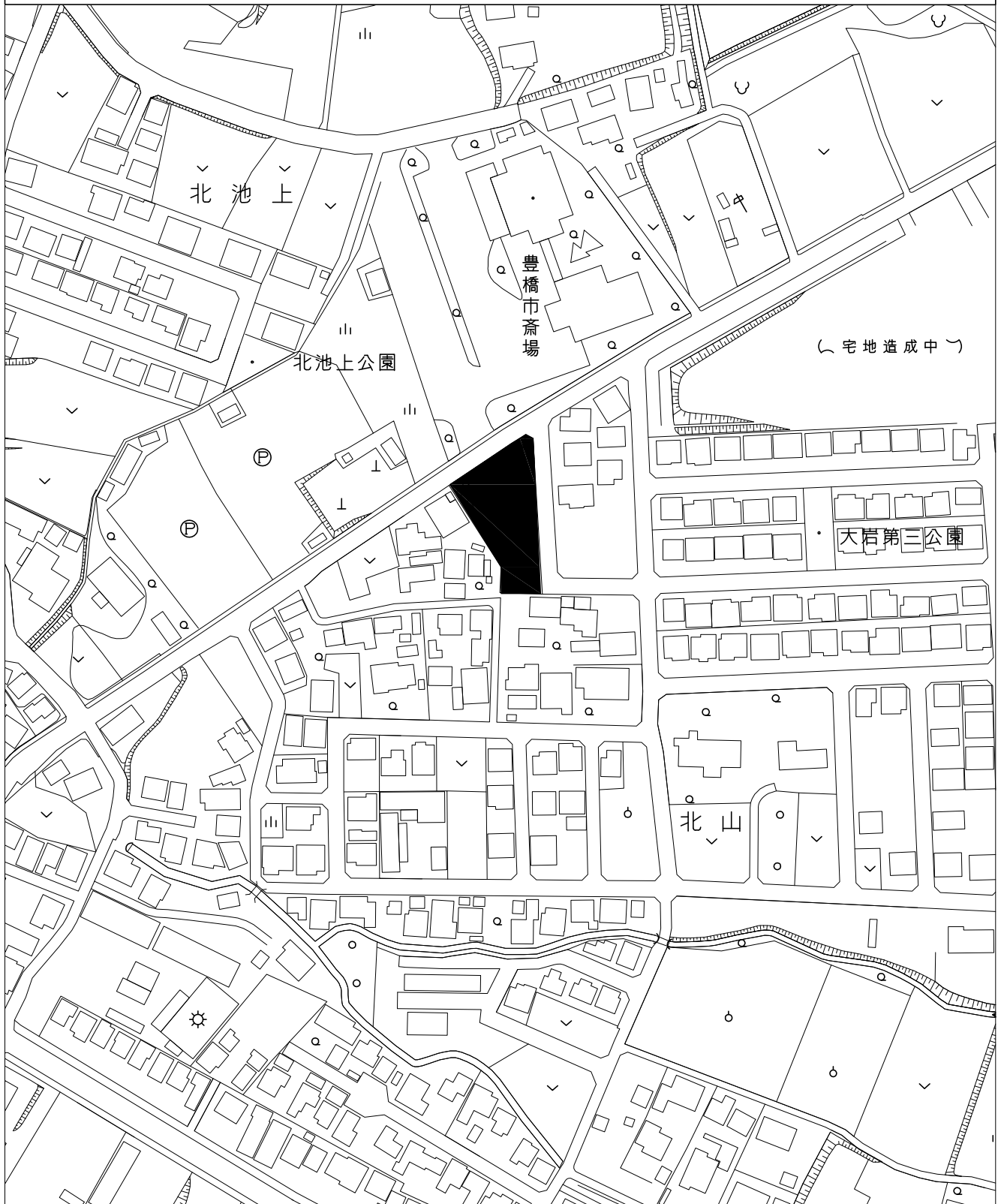


位置図

S=1:2000



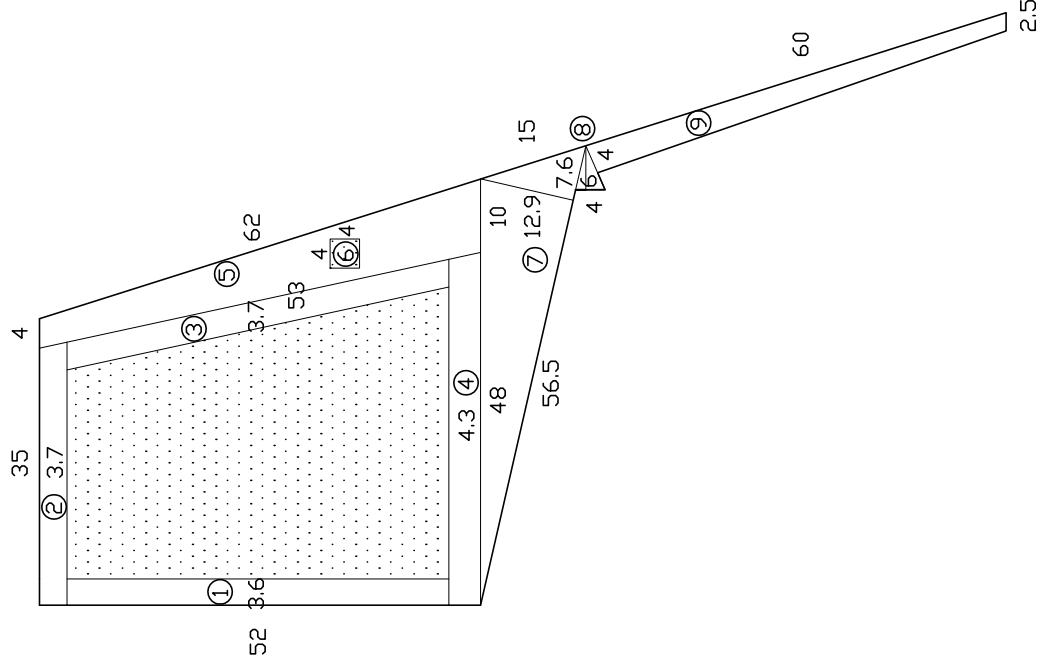
大岩町



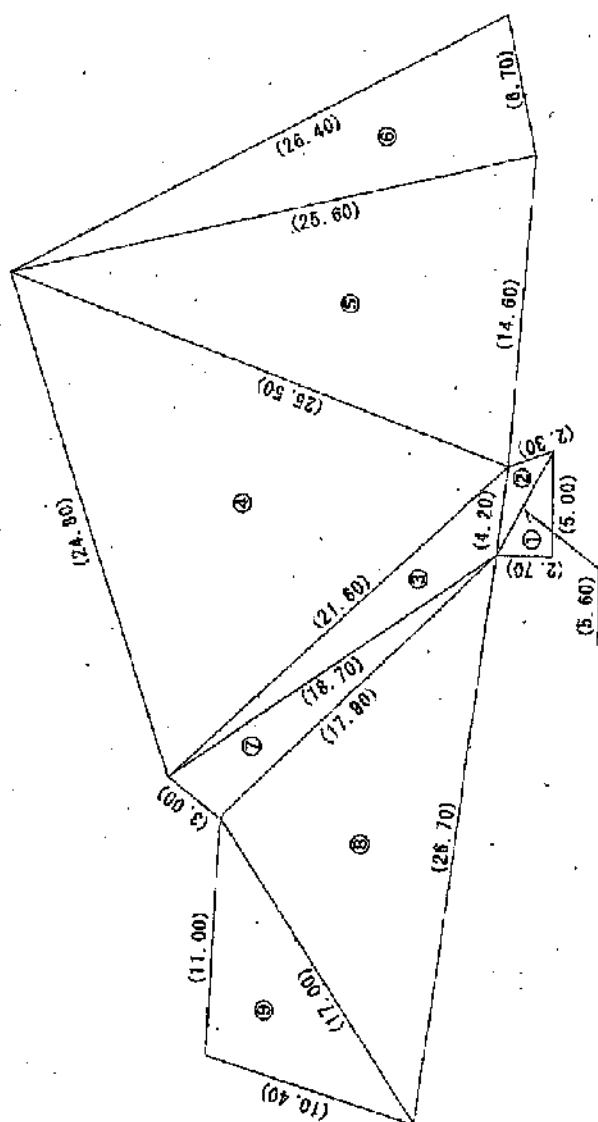
若松団地調整池 展開図

S=1:1000

参考図



大岩町(調整池)除草(1)展開図



No	a	b	c	S	面積A
1	(5.00)	(2.70)	(5.60)	(6.650)	(6.746)
2	(5.80)	(4.20)	(2.30)	(6.050)	(4.346)
3	(4.20)	(18.70)	(21.60)	(22.250)	(30.442)
4	(21.60)	(24.80)	(25.50)	(35.950)	(245.172)
5	(25.50)	(25.60)	(14.60)	(32.850)	(178.736)
6	(25.80)	(26.40)	(6.70)	(29.350)	(85.756)
7	(18.70)	(17.90)	(3.00)	(19.800)	(26.367)
8	(17.90)	(26.70)	(17.00)	(30.800)	(149.935)
9	(17.00)	(10.40)	(11.00)	(19.200)	(55.209)
計					(782.709)